

水戸市土地区画整理事業保留地販売促進紹介料支払要項

(目的)

第1条 この要項は、水戸市土地区画整理事業施行条例(平成5年水戸市条例第4号。以下「条例」という。)に規定する保留地の販売促進を図るため、保留地の購入を希望する者(以下「購入希望者」という。)に関する情報(以下「購入希望者情報」という。)を提供した宅地建物取引業者(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に定める宅地建物取引業者、以下「宅建業者」という。)に対して、予算の範囲内において、契約成立後、売買代金が全額納入された場合を条件として、当該情報の提供に対する保留地販売促進紹介料(以下「紹介料」という。)を支払う制度を設けるとともに、その取扱いについて定めることを目的とする。

(情報提供書の提出)

第2条 購入希望者情報を提供しようとする宅建業者は、購入希望者情報提供書(様式第1号。以下「情報提供書」という。)を市長へ提出しなければならない。

(情報提供書受理書の交付)

第3条 市長は、前条の情報提供書の提出を受けた場合においては、確認の上、情報提供書受理書(様式第2号。以下「受理書」という。)を交付するものとする。ただし当該購入希望者情報が次の各号のいずれかに該当する場合は受理書を交付しないものとし、情報提供書不受理通知書(様式第3号)によりその旨を通知するものとする。

- (1) 市長が既に把握している購入希望者情報
- (2) 水戸市土地区画整理事業保留地処分規則(平成6年水戸市規則第39号)第2条の規定による抽選又は、第10条の2の規定による一般競争入札若しくは指名競争入札により処分することとなった保留地に関する購入希望者情報
- (3) 条例第7条の規定により随意契約として処分することとなった保留地で、当該処分することとなった日から1ヶ月を経過しないものに関する購入希望者情報
- (4) 既に保留地の分譲を受けた購入希望者情報
- (5) 宅建業者自らが購入希望者である場合
- (6) 宅建業者の役員が購入希望者である場合
- (7) 他の宅建業者が購入希望者である場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める購入希望者情報

(紹介料決定の通知)

第4条 市長は、前条の規定により受理書を交付した日から30日以内に当該受理書に係る購入希望者と保留地の売買契約を締結し、当該購入希望者から市長に対して売買契約を締結した日から100日以内に売買代金が納入されたときは、保留地販売促進紹介料決定通知書(様式第4号)を宅建業者に送付するものとする。

(紹介料の請求)

第5条 前条の規定による通知を受けた宅建業者は、保留地販売促進紹介料請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 宅建業者は、前項の紹介料のほか、名目のいかんを問わず、市又は購入希望者に金品を一切請求できないものとする。

(紹介料の額)

第6条 紹介料の額は、保留地の売買代金に100分の3を乗じて得た額とし、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。なお、当該額には消費税及び地方消費税を含むものとする。

(受理書の無効)

第7条 市長は、受理書を交付した後、紹介料の支払いに至るまでの間において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該案件にかかる受理書を無効とし、紹介料を支払わないものとするとともに、その旨を受理決定取消通知書(様式6号)により通知するものとする。

(1) 第4条に定めた期限内に売買契約の締結及び売買代金の納入がなかったとき。

(2) 宅建業者が紹介料を受理する権利を第三者に譲り渡したとき。

(3) 不適正な行為等があると市長が認めるとき。

(紛争の解決)

第8条 本制度に関し、購入希望者と情報提供した宅建業者又は第三者との間で紛争が生じたときは、宅建業者の責任において処理するものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成27年5月1日から施行する。